

平成30年塩尻市議会12月定例会

総務生活委員会会議録

○日 時 平成30年12月13日(木) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第6号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第9号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費中1項保健衛生費5目環境衛生費、8目霊園費及び2項清掃費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

議案第7号 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

陳情12月第2号 「後期高齢者の医療費窓口負担の見直し」にあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択に関する陳情

陳情12月第3号 除草剤の主成分であるグリホサートの使用禁止と販売停止に関わる陳情

○出席委員・議長

委員長	牧野	直樹	君	副委員長	小澤	彰一	君
委員	中村	努	君	委員	古畑	秀夫	君
委員	西條	富雄	君	委員	村田	茂之	君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○説明のため出席した参考人

陳情説明員 松本地区社会保障推進協議会 事務局長 湯浅 建夫 君
陳情説明員 増永 勝 君

○議会事務局職員

事務局長 竹村 伸一 君 事務局次長 横山 文明 君

○**委員長** おはようございます。定刻より若干早いですが、ただいまから12月定例会総務生活委員会を開会をいたします。本日の委員会は委員全員出席しております。

審査に入る前に、理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** おはようございます。委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。お手元に差し上げてございますとおり、議案を提出をさせていただいてございます。よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○**委員長** ありがとうございます。では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。本日の日程について、副委員長から説明させます。

○**副委員長** 本日は、議案2件の審査の後、陳情審査を行います。なお、委員会による視察及び懇親会の予定はありません。以上です。

○**委員長** ただいまから議案の審査を行います。発言に際しては、円滑に議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただき、御協力をお願いをいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いをいたします。議事進行への御協力をお願いいたします。

議案第6号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費14目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費及び4項国民年金事務費、4款衛生費中1項保健衛生費5目環境衛生費、8目霊園費及び2項清掃費、9款消防費、第2条債務負担行為補正、第3条地方債補正

○**委員長** それでは、議案第6号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。慣例により、歳出から説明していただきます。説明を求めます。

○**人事課長** それでは、歳出15、16ページのほうをお願いいたします。

15ページ以降の、歳出全般を通しまして、人件費につきましては、多くの科目で補正をお願いしてございます。この人件費につきましては、補正の理由が、各該当科目とも共通しておりますので、私のほうから、その内容につきまして、まず一括して御説明を申し上げます。以降、各担当課からの人件費関係の説明は、原則省略させていただきますので、御了承をいただきたいと思っております。

人件費につきまして、本年度の人事異動に伴います内容を加味いたしまして、年度末までを見通した上で、各該当科目におきまして、職員給与費、嘱託員報酬の補正をお願いするものでございます。

それでは、1款議会費を省略させていただきまして、2款総務費1項総務管理費からお願いいたします。1目一般管理費中、2つ目の白丸、特別職給与費の特別職手当につきましては、市長及び副市長の退職手当の全額につきまして、減額補正をお願いするものでございます。このことにつきましては、市長及び副市長から、それぞれの退職の日までに今期の退職手当受け取りの申し出がなかったことから、塩尻市特別職の職員の退職手当に関

する条例第3条第3項の原則任期を通算して支払うという、この規定を適用したものでございます。以上でございます。

○情報政策課長 それでは、続きまして、2款1項7目情報開発費をお願いいたします。16ページ、委託料の部分になります。情報プラザ・ネットワーク運営事業135万円ですけれども、これ支障移転等工事費、これは、台風21号におきまして、檜川の中村漆器産業の上の山の中で、大きな木の倒木がございまして、それに伴って電柱が折れている状況になってございます。その電柱に光ケーブルが設置されておまして、仮復旧してございますけれども、このたび中部電力のほうで電柱を立て替えることができましたので、本復旧をするための工事費となっております。

それから、情報処理事務諸経費241万9,000円になりますけれども、行政情報システム改修委託料となっております。これにつきましては、来年度改元対応ということで、元号が変わることに伴いまして、人事給与システムと財務会計システムにつきましては、システム改修を行うための費用となっております。以上です。

○選挙管理・監査・公平委員会事務局長 17ページをお願いいたします。2款4項3目県知事選挙でございますが、本年8月5日に執行されました長野県知事選挙の事業が確定いたしましたので、事業費の確定に伴う精算でございますので、よろしくをお願いいたします。ちなみに、投票率は39.6%。前回に比べて、0.25%の増ということでございました。

続きまして、19ページをお願いいたします。2款4項4目県議会議員選挙費でございますが、来年4月に行われます統一地方選挙の予算でございますが、統一地方選挙の日程につきましては、臨時国会による特例法による日程ということで、来年、天皇の退位、即位の関係がございまして、例年4月の第2、第4でございましたが、来年に限りまして4月の第1、第3ということになりましたので、それに伴いまして、県議会議員の選挙の準備等が早まったことに伴いまして、期日前投票等もすべて早まりますので、臨時職員等の必要な経費を補正増とさせていただきますというふうに思っております。

続きまして、5目市長選挙費でございます。本年9月16日に執行されました市長選挙でございますが、事業費確定に伴う精算でございますので、よろしくをお願いいたします。ちなみに、投票率は46.26%。前回より5.9%の増ということでございました。

続きまして、21ページをお願いいたします。2款4項6目市議会議員補欠選挙費でございます。市議会議員の1名の欠員に伴いまして、市長選挙と同日に、1名の市議会議員の補欠選挙を行ったところでございますが、立候補者1名でございましたので、無投票ということになりました。しかし、選挙会で当選人を決めることから、選挙長及び投票用紙、ポスター、掲示場、公営費等はかかりましたが、その以外のものにつきましては全て、無投票ということで精算をさせていただいたものでございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、23ページをお願いいたします。2款4項7目の市議会議員選挙費でございます。これも来年の統一地方選挙に伴いまして、例年より1週繰り上がったことに伴いまして、市議会議員の選挙も1週繰り上がることから、消耗品費については、懸垂幕、のぼり旗等、また、印刷製本費につきましては、入場券投票用紙、選挙公報、証紙のピラ等の補正になりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○市民課長 それでは、29、30ページをお願いいたします。3款民生費の4項1目国民年金事務費について

説明させていただきます。説明欄2つ目の白丸、国民年金事務諸経費45万2,000円の増額は、平成31年4月から国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料が免除されることとなったことなどに対応し、基幹システムを改修するための委託料について補正をお願いするものでございます。以上です。

○生活環境課長 続きまして、31、32ページをお願いいたします。中段下の4款1項8目の霊園費23節償還金利子及び割引料の75万3,000円でございます。霊園管理諸経費といたしまして、永代使用料の還付金でございます。東山霊園の聖地、区画ですが、何らかの理由により返還される場合において、使用していた期間に応じて、永代使用料の一部を返還するものでございます。合葬墓の販売により、聖地を返還して改葬される方が、当初の予定よりも多く返還されたために、今後の返還見込みを含めまして増額補正をお願いするものでございます。以上です。

○財政課長 歳出は以上になりまして、次に、歳入を説明いたしますので、11、12ページにお戻りいただきたいと思っております。11、12ページ、歳入ですが、10款1項1目1節の地方交付税につきましては、本年度の普通交付税額決定に伴いまして、そのうち1億300万円余を今回の補正増とさせていただくものでございます。

14款1項1目2節の児童福祉費負担金につきましては、児童手当負担金の前年度の精算に伴います追加交付分となっております。

3節の生活保護費負担金7,100万円余の増額でございますけれども、歳出で増額補正をしております生活保護費に対しまして、国が4分の3を負担するというものでございます。

2項5目1節の農業費補助金395万円の増でございますが、内訳といたしまして、ため池のハザードマップ作成分として320万円、それから、土地改良事業の補助メニューの変更によりまして、75万円の増ということになっております。

7目3節の住宅費補助金20万円の増額ですけれども、こちらは歳出のほうで耐震補強の事業補助金増額しておりますけれども、これに対しまして国から2分の1が交付されるものでございます。

次、15款2項4目1節の農業費補助金につきましては、土地改良事業の補助メニューの変更による2万円の減額と、歳出のほうで荒廃農地等利用促進交付金補正しておりますけれども、この分県から10分の10交付されるものでございます。

3項1目4節の選挙費委託金につきましては、県知事選挙の事務費確定に伴う396万円余の減額と、歳出の県議会議員選挙費の増額に伴いまして、111万円余を増額するものでございます。

次のページをお願いいたします。18款2項1目10節のスポーツ夢基金繰入金につきましては、歳出でスポーツ活動支援事業増額補正をお願いしております、それに充当するものでございます。

19款1項1目1節の前年度繰越金につきましては、今回の補正予算に充当するため留保してありました4,100万円余を増額補正するものでございます。

20款5項4目3節の衛生費雑入につきましては、松塩筑広域施設組合の前年度決算に伴いまして、負担金を精算するものでございます。

5節の農林水産業費雑入につきましては、予定しておりました中継機場維持工事に対する交付が先送りになりましたので、1,400万円余を減額するものでございます。

21款1項3目1節の農林水産業債につきましては、県営のため池耐震化事業負担金が増になりまして、それに充当するものでございます。

8目1節の臨時財政対策債につきましては、今年度確定されました発行可能額に伴いまして、当初予算との差額1億5,300万円余を増額するものでございます。

それでは戻って、5ページをお願いいたします。5ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、地場産業振興センターの指定管理につきまして期間と限度額を定めるもの、また、塩尻市森林公社が小売り電気事業を行うにあたりまして、金融機関から借り入れする金額に対する損失補償について、限度額と期間を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第3表、地方債補正につきましては、先ほどの市債の増額に伴いまして、限度額を変更するものとなっております。説明は以上です。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○古畑秀夫委員 32ページの霊園の関係ですけれども、これどのくらい返還が今あって、霊園はどのくらい空いているのか、それから、合葬墓の関係、どの程度の販売というか、なっているか少しわかりましたらお願いします。

○生活環境課長 聖地の返還でございますけれども、今年度につきましては、10月12日現在でございますけれども、26件聖地返還がございました。今現在の使用状況でございますけれども、霊園自体が全部で聖地数2,059ございます。30年度の実績も含めまして、今現在使用数が1,917使用をされておまして、残り数が142という状況になっております。

続きまして、合葬墓のほうですけれども、受け入れ可能数が1,000体収容できる可能数になっておりまして、今現在までに使用されている個数が351件というようなことで、残り約650体ほど残っておるといような状況でございます。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。

○副委員長 16ページです。台風被害によって、光ケーブルが倒木によって切れたということですが、これ所有者さんとか、あるいは光ケーブルがどういう方面で使われているのかということをご教示いただきたいと思っております。

○情報政策課長 台風21号の被害におけます光ケーブルなんですけれども、この光ケーブル自体は塩尻市が敷設した光ケーブルとなっております。正確に言いますと、塩尻市と檜川村が合併した際に、檜川村の費用を通じて光ケーブルを引いて、檜川に行政の情報の提供であったり、あと、ケーブルテレビの電波を配信するために利用しているものになります。幸いなことに、光ケーブル自体は切れてはおらないで、一部損傷という形で、檜川地域のインターネット接続サービスができなくなっている状況にありました。電柱が立たるまでは、仮復旧という形で、テレビ松本さんと一緒に仮復旧をさせていただいておまして、檜川村へのサービスについては問題なく行っているという状況になってございます。今回、電柱が立たるということに伴いまして、正規に張りかえるということで、塩尻市のほうで負担をするという形になってございます。仮復旧については、テレビ松本のほうで全額負担をして、復旧していただいているものになりますので申し上げます。以上です。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですかね。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第6号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、当委員会に付託された部分については原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号中、当委員会に付託された部分については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第7号 平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 次に、議案第7号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、議案第7号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、1ページの第1条をごらんください。国保特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ27万円を追加し、予算の総額を70億8,077万4,000円とするものでございます。

歳入から説明をさせていただきます。7ページ、8ページをお願いいたします。4款1項県補助金は、国保制度改正に伴うシステム改修費に対し交付されるもので、特別調整交付金27万円を増額するものでございます。

続いて、歳出を説明いたします。次のページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費で説明欄の白丸、国保事務諸経費27万円の増は、国保制度改正に伴い、月報や年報を作成する国保実績システムの改修委託料でございます。同額を、歳入の特別調整交付金の増としてございます。

それから、2款保険給付費では、当初予算を県の推計額をもとに、一般被保険者分と退職被保険者分とに振り分けておりましたが、給付実績におきましては、予算額とに乖離が生じまして、退職被保険者分の医療給付費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費が不足するため、現時点の給付見込みによりまして、一般被保険者の高額療養費との組みかえをお願いするものでございます。退職被保険者につきましては、年々被保険者が減り、現在は100人程度となっているところ、高額入院がふえたのが原因となっております。なお、保険給付費全体では、増減なしということでございますので、お願いいたします。説明は以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいですかね。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、それでは、自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、議案第7号平成30年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

このあとは、陳情となりますので、関係の職員以外は退出いただいて結構でございます。御苦労さまでした。暫時休憩、まだ説明者いませんので、10時40分から再開をいたします。それまで休憩をお願いします。

午前10時22分 休憩

午後10時37分 再開

○委員長 原則1割負担の継続を求める意見書採択に関する陳情の審査を行います。陳情説明者がおみえですので、陳情趣旨の説明をお願いいたします。簡潔に趣旨の説明をお願いいたします。

○陳情説明員 関係資料を持ってきたので、委員長の許可いただければ資料をお配りしたいと思います。

○委員長 配ってください。

○陳情説明員 よろしいでしょうか。

○委員長 お願いします。

○陳情説明員 私は、松本地区社会保障推進協議会の事務局長をやっております湯浅建夫と申します。本日は、陳情の団体代表の久保田にかわりまして、意見陳述をさせていただきたいと思います。最初に、このような意見陳述の機会を与えていただきました委員長初め議員各位に、感謝申し上げたいと思います。私の陳情は、配付させていただきました資料に基づいて行いたいというふうに考えています。今回政府が計画している後期高齢者医療の2割化に反対し、現状の1割負担の堅持を求める私たちの理由は、大きく言って2点ございます。

その第1点は、後期高齢者の生活費の状況、いざという時のためにためている貯蓄の状況はどうかという点です。2番目は、今回の医療費の窓口負担増によって、患者さんの受診動向がどのような影響をもたらすのか、この2点にとって資料に基づいて説明させていただきたいと思います。

まず最初に、第一の高齢者夫婦無職世帯の生計費の状況についてでございます。配付資料の2ページをごらんいただきたいと思います。この資料は、先頃総務省が発表しました平成29年度の家計調査報告から抜粋したものであります。以下の3点について、指摘させていただきたいと思います。

その1点目は、高齢夫婦無職世帯では、現在の実収入では消費支出を賄うことができず、毎月生活費など約5万5,000円不足しているという点でございます。

2点目は、資料にも記載されている文章の関係でございますが、収入も支出も両方減少しているという指摘がありますけれども、実収入も可処分所得とも消費支出より減少率が大きいということであり、これは、主な収入財源である年金の減額等が影響しているのではないかと考えられます。

3点目は、非消費支出である税金や社会保険料の負担が、実収入の13.5%もあるということは重大だと考えています。

次に、3ページの後期高齢者世帯の貯蓄の状況という資料がございます。この資料は、現在後期高齢者の負担等の問題を審議しております厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会に出された資料であります。これは、10月1日に開かれた部会が出された資料です。この資料で厚生労働省が強調しているのは、後期高齢者世帯の平均貯蓄率は約1,100万円あるということと説明がありますが、この表にもあるように、これは貯蓄額が3,000万円以上の階層が、階層別で2番目の順位になっていますが、全体の1割を占め、このためであると考えます。これが平均額を押し上げているということは明らかです。貯蓄がない層は第1位で、15%を超えております。200万円未満の階層では、約30%を占めている。これらのことは、少なくない後期高齢者は、貯蓄する余裕がない、あるいは少額の貯蓄しかできないという現状があるのではないかと思っております。

大きな2番目に指摘したいのは、今回の医療費の負担の引き上げがもたらす、患者さんに対する影響は深刻だという点でございます。ページ4の資料をごらんいただきたいと思っております。この資料は、先に紹介した厚労省の審議会に出された資料であります。後期高齢者世帯と子供2人を持つ夫婦世帯、いわば現役世帯との消費支出の内訳を比較した資料でございますが、この資料によると、後期高齢者世帯の保健医療に関する支出は、現役世代よりも多いということ。上の表ですけれども、収入額が200万円台の世帯では、後期高齢者世帯に比べて現役世帯は約1.4倍。500万円台の世帯では、約3.3倍になっています。明らかに後期高齢者世帯にとって、医療費等の負担額が大きいということを示していると思っております。

次に、実際に患者さんの受診に与える影響はどうか。5ページの資料をごらんいただきたいと考えています。この資料は、全国保険医団体連合会、略称保団連と呼んでいます。が行った2015年受診実態調査からの資料であります。この資料を行った保団連は、全国で医科医師が6万5,000人歯科医師が4万人の合計10万5,000人が加盟する医療団体で、全国の開業医の63%を組織している団体です。この調査は、会が加盟する開業医に患者の受診状況の調査を呼びかけたもので、有効回答数が1万971件集計されたその結果でございます。その結果、現在検討されている75歳以上の患者窓口負担の2割の引き上げに対して、受診抑制につながると回答した開業医が73%もあったことは重大です。

以上のことから、今回の後期高齢者の医療費窓口2割負担化が患者高齢者に与える影響は計り知れないもので、命にかかわる重大問題だと考えています。しかも、7ページの資料にもあるように、今回の計画は、新たに75歳になる高齢者だけを対象にしているのではなくて、現在の後期高齢者も数年かけて段階的に2割負担にすべきだと、財務省の審議会では建議しております。また、現在70歳以上の高齢者のうち、一定所得のある方、課税所得が145万円以上の方ですけれども、現役並み所得として3割負担になっておりますが、この所得ラインも引き下げようと日本経団連は要望しております。しかも、ページ6に記載されているように、現在の後期高齢者医療制度では発足当初から低所得者を中心に保険料が特例軽減されておりますが、これは一部廃止され、9割軽減や8.5割軽減の廃止も議論されております。これらの内容については、きょうのNHKテレビでも放映されておりました。

このように、世界に類がない75歳以上の高齢者が被保険者である後期高齢者医療制度のもとで、今ですら負担が重荷になっている後期高齢者にとって、保険料も窓口負担も引き上げることは重大問題です。これに対して、全国後期高齢者医療連合協議会は、厚労省に対して負担2割化を中止の要望書を出しております。全国老人クラ

ブ連合会も反対しています。また、日本医師会も真正面から反対しております。私たちは、現在の社会保障のあり方や、あるいは財源のあり方等をめぐって様々な意見があることは承知しております。しかし、今計画されている2割負担化をやめて1割の負担の堅持という一点で、国民の声を盛り上げていくことが重要だと考えております。今回の2割負担化は、法律改正が必要です。来年の通常国会に改正案が上程されるかもしれません。今、皆さんの声を上げることが必要だと考えております。当委員会での御審議よろしく申し上げます。以上です。

○委員長 ありがとうございます。それでは、委員より質問、御意見ありますか。

○古畑秀夫委員 意見書採択に賛成の立場で意見を述べたいと思いますが、本会議でも生活保護なり高齢者の部分で大変に今なっているというようなことが、村田委員からも質問されたりしておりまして、年金が本当に安かったりしますと、そしてまた二人元気であるうちは年金二人もらえて何とかあれですが、一人になった場合なんかは本当に五、六万の年金で生活できないなんていうことを、今朝ですかねテレビでもやっておりましたけれども、そんな状態の中で医療費を1割から2割ということになってしまいますと、ますます高齢者大変になるということでございますので、現在の1割負担ということを維持してほしいということで、意見書採択に賛成したいと思います。

○委員長 ほかにありませんか。

○村田茂之委員 私も昨日生活困窮の話から、先ほど預貯金額でしたっけ、グラフございましたね。あれでひずんだ形の分布になっているので、そういう意味で、特に低所得低貯蓄の方々の生活を少しでも守るということで、賛成の立場をとりたいと思っています。

○委員長 ほかに。

○中村努委員 後期高齢者医療というのは、やはり世帯間の公平な負担と、それから手厚い給付のためにこの国民健康保険から切り離して、税金が投入しやすいような仕組みということで、導入されたというふうに理解をしています。今この後期高齢者健康保険を支えている財源はどこにあるのかということ、まずは国の税金が50%。それから健康保険組合、そこが40%。それから自己負担が10%と、こういう具合になっていまして、今、普通の国保は別ですが、健康保険組合で小さいようなところは、この高齢者医療制度に対するお金、拠出金、これが非常に圧迫していると。やはり若い人からはあまり保険料を徴収できない、しかし医療にかかることも少ないので維持されてきたものが、そこへぼんと後期高齢者の支援金を入れなきゃいけないということが急に始まったものですから、もう倒産して協会けんぽのほうに移して国の支援で現状維持をしているというような状況で、大分つぶれているところもあるというふうに聞いております。そういう中で、確かに高齢者1割のまま、あるいはもっと言えば高齢者負担ゼロのほうがみなさん喜ぶに決まっているんでしょうけれども、恐らくそれでは保険の制度というのはもたないということで、いろいろ資料を出してくれましたけれども、社会保障審議会ですか、その中でもいろいろ影響がある資料だけ出されていますけれども、結局は1割から2割へやむなしという答えを出していると思うんですね。それプラス、本当はこれもうちょっと前の段階で議論して答えを出しておかなきゃいけなかった問題なんですけど、これは消費税の関係で、消費税10%のときに医療も含めて高齢者福祉、これをどうするのかと、なるべく病気にならないように、お医者さんに行かなくてもいいような施策をパッケージで示すと、そのための財源が10%になるときに確保されると、そういうことを今審議しているので、この面だけ、こ

の1割負担を2割ということだけを捉えていくというのはいかなものかなと思います。もっと全体をみて、一人一人の高齢者が安心できるような制度設計今やっているところですので、それを私は見守っていきたく思いますので、私は反対です。

○委員長 ほかに。

○副委員長 今、中村委員のおっしゃったような、私は税制上の問題だろうと思います。消費税が8%から10%に上がる際に約5兆円の増税が見込まれていますけれども、従来ならば、4兆円を借金返済、5分の1、1兆円を社会保障費というようになっていましたけれども、実際には1兆円の社会保障費と、それから子育て支援ということで、さらにその比率がふえて、国の返済については2兆円から3兆円という、そういうことを見込まれています。今、1,000兆円といわれるような税金の中で、国の税制を根本的から直さなければいけないと思うんです。欧米、北欧では、ハンガリーで27%、北欧で25%から20%の消費税が常態化していますけれども、全く日本と状況が違う、アジアと状況が違うというふうに聞いております。医療費がまず無料、学費が無料、それから相続税がかからない。実際には自分の親を自分で見なければならぬという状況になくて、親は国が見る、自治体が見るのが常態化していると。そういう中で、消費税の増税などについては、消費税及び所得税の高額な税率などについて、きちんと納得した形で持って政治が行われている。日本の場合には、今、趣旨説明がありましたように、老人の貯蓄が減り、なおかつ、自分の子供や、そして孫や、あるいは自分自身の貯蓄の中で老後を見ていかなければならないという、こういう全く夢も希望もないような、そういう状態の中で、消費税増税だと、こういう社会保障が切り詰められていっているというのは、非常に残念なこと。せめて、この老人が窓口でもって1割負担が維持されると、そういうことだけは、やっぱり我々、守っていかないと、何のために働き、何のために生活しているのかわからないということがあると思います。これは、若い世代にとっての夢も希望もなくなるわけで、この点については、市長が言うように、子育てしたくなるまちというのは、高齢化社会に対する福祉の問題だという観点からいっても、私は今のこの陳情の趣旨について賛成いたします。

○委員長 ほかに。よろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 採択と不採択の2通りの意見が出されています。採決は挙手において行いたいと思います。なお、挙手をしない委員においては不採択とみなします。

採択に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔挙手多数〕

○委員長

挙手多数です。よって、陳情平成30年12月第2号後期高齢者の医療費窓口負担の見直しにあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択に関する陳情については、採択とすることに決しました。なお、全員一致ではありませんので、意見書案については、賛成した委員の皆さんから連名で提出していただきますので、委員会終了後、お残りください。

陳情12月第3号 除草剤の主成分であるグリホサートの使用禁止と販売停止にかかわる陳情

○**委員長** 次に、陳情12月第3号除草剤の主成分であるグリホサートの使用禁止と販売停止にかかわる陳情の審査を行います。陳情者がみえられていますので、趣旨説明をしていただきたいと思います。簡潔に説明をお願いいたします。

○**陳情説明員** わかりました。資料がございますので。

○**委員長** 資料があるそうなので、事務局のほうで配付をお願いします。

[資料配付中]

○**陳情説明員** 皆さん、初めまして。私は、広丘吉田で農家を営んでおります増永勝と申します。よろしくお願ひいたします。

お手元の資料でございますように、グリホサートという薬品を使った除草剤が、今、国内で大変売れておりまして、商品名はラウンドアップという商品名です。皆さん、お耳にしたことあると思うんですが、実は、この薬品はベトナム戦争のころの枯葉剤がもとになっておりまして、大変よく草が枯れます。ただ、人体に大変影響があるということで、ヨーロッパを初め、いろんな各国では、もう完全に全面禁止になっている薬品です。私が広丘吉田で畑をやっていると、隣の皆さんはものすごく除草剤を使っています、草を刈る必要がないぐらいになってしまうんですが、どうやらその除草剤には、これはアメリカの判例ですけれども、カラーの写真がございますが、こちらは、学校の用務員さんが学校の校庭の草刈りが大変なので除草剤を使っていたところ、末期がんになってしまったということで、320億円の賠償を勝ち取った裁判です。もう一つ、なぜEUで禁止になったかという、このように、同じように、EUの議会でこれが問題になって、議員の皆さんが全員尿検査をされたところ、93%の人がグリホサートが体内に残留していた。今は、その除草剤の問題を私は取り上げましたけれども、実は根が深く、米国でトウモロコシをつくる時には、GMOとって、遺伝子を組みかえたものを使っていますけれども、必ず除草剤を使います。除草剤はトウモロコシに残留をして、トウモロコシの飼料を食べた豚、牛、鶏、そういったものを私たちが食べることで、私は自然農を心がけているんですけども、私の尿検査をしたら、多分そういうふうに出てしまいますし、小麦に至っては、遺伝子組みかえをしていますが、刈り取った後にポストハーベストということで、グリホサートをかけているというふうに聞きます。かような危険なものを、一日でも早く散布をせず、また、大変危険なもので、お子さんが手に触れたら大変な思いをしますので、販売も禁止していただくような条例を、皆様に御検討いただきたいと思います。本日参りました。以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、委員より質問、御意見ありませんか。

○**副委員長** 陳情者にお伺いしますけれども、日本の中では、こうした訴訟なり、あるいは発がんのそういう実証の検査というんですか、調査などは行われているのでしょうか。

○**陳情説明員** 現在、研究している機関はないと聞きます。理由は、メーカーが発表している安全性を全て、厚生労働省を初め、認めているからというふう聞いております。

○**委員長** よろしいですか。ほかにありませんか。

○**村田茂之委員** 先ほどCNNの話が出ていますけれども、アメリカでモンサントっていう会社でいらっしゃいますね、それで、私の資料ではゼンさんという方が、市民運動から全体をとめたというような、この動き自身に

ついでに、先ほどの御説明の中で、食物連鎖みたいな形で人間の体内にも残留するというようなお話ですけども、この辺の、日本の中での、こういったアメリカの市民運動的な活動の日本での状況というのはどうなのでしょう。今回、増永さん個人で陳情ということでいらっしゃいますけれども、その辺の動きを少し教えてください。

○**陳情説明員** 市民運動は実はございまして、グリホサートを禁止するというのは、その大きな市民運動の中の一つです。皆さんの市民運動の取り組みは、まず、種の問題を扱ってらっしゃる方と、それからTPPを反対している方たち、TPPの条項の中に遺伝子組み換え食品、GMOにも反対しようと、その中の一つがグリホサートということですので、私も参加をしていますが、どうやら国を相手にするよりも、私たちのような市民がこういう自分が住んでいるところに陳情するような草の根が、実は早道なんじゃないかなと思ひまして、陳情した次第です。

○**委員長** ありがとうございます。事務局にお伺いしますけれども、長野県の場合、こういうのは初めてですか。

○**議会事務局次長** 特に、ほかには出されておられません。

○**委員長** では、塩尻市が初めて。ほかには御意見はありますか。

○**副委員長** もう一つお尋ねしますけれども、実際には、農家だとか、あるいは一般の住宅の庭だとか道路などに、個人的な使用だけではなくて、例えば、線路、鉄路について、除草剤を散布するとか、あるいは、広域な何か特別な広場みたいなところに散布するとかっていうことが、実際に行われていると思うんですけども、その実態については把握されていますか。

○**陳情説明員** 一番大きいのは、今、御指摘いただいたような、公共のところに草刈りをする労力よりも、これにかけてしまったほうが良いということに使われているようには聞いております。もう一つ大きいのは、モンサント社の販売代理店が住友化学という日本の会社ですけども、最大の顧客がいわゆるJAさん、農協さんですので、そこは私もただ除草剤をやめれば良いというだけの話ではないと思いますので、代替としてどうするのかをJAさんであったり、市の農政課の皆さんと、できれば知恵を出していただきたいなと思ひているところでございます。

○**委員長** ほかにありませんか。

○**古畑秀夫委員** 陳情が出されたものですから、農協にも行って、いろいろ状況を聞いたわけですが、先ほど説明ありましたように、ラウンドアップということで、日産化学工業なんかが出されているし、農協でもたくさん、これは販売しているというのが現状ですし、私自身もラウンドアップを自宅に保管してあるわけですけども、日産化学が出している発がん性評価とか、いろいろ出ていて、発がん性があるのかどうかというのは、弊社としては発がん性はないってはっきり日産化学は出しているわけですけども、WHOの下部組織の部分で出されているのは、これでいきますと、グループ2Aということで、人に対して、恐らく発がん性があるっていう部類に属されているけれども、最終的には人の健康に害は示さないと結論づけているみたいな、WHOの関係で、世界保健機構ですけども、こういうふうになつたりして、なかなか、わかりづらんですけども、このきよ

うの陳情の中でいきますと、市で条例をつていうことになりますと、いろいろ塩尻市として、これを条例化するつていうのは、いろんな問題があるもんですから、塩尻市として条例つくるつていうわけには、恐らく、こういった心配はないわけではありませんけれども、条例つていうことになると、難しいんじゃないかなと思いますけれど。

○**委員長** 陳情の内容からいきますと、薬剤散布の禁止、販売の禁止、安全な返品回収体制の確立化ということで、市条例での決定を希望しますということで、市の条例をつくつていただきたいというような、そういう陳情になると思われます。そこで、この陳情にかかわるものについて、その部分で、この大きな問題を、ただ、市で条例つていうことでいいかどうか、そういう、この陳情を受けるかどうかつていう問題になってくると思いますので、これを採択するか、不採択にするかつていうことで。今はそれぞれ委員さん、陳情者に対して御意見をお伺いしたということで、採択するか、不採択つていうことで、意見が、今、古畑委員はそういうことで、市では無理じゃないかつていうことで出していただきました。

ほかに採択の方はいますか。これらを踏まえた中で考えていただいて、この陳情を採択するかという、そういう意見の方。

○**西條富雄委員** 特にラウンドアップに関しましては、添付している資料等々ありまして、使用制限とか、使用区域とか、散布の仕方等々も書かれていますし、あと、このように市条例で販売禁止、返品回収まで指示するつてことは、かなり難しいと思いますし、民への影響も出てくると思いますので、私は不採択ということにします。

○**委員長** ほかにありませんか。

○**副委員長** 私は不採択の方向で意見申し上げますけれども、実際に発がん性があるかどうかつてことは、私も不安に感じます。この陳情の前に新聞報道でもありました。素手で触ったりとか、あるいは不用意にそれを散布して吸引してしまったりとかつていうことによって、発がん性のおそれがあるつていう報道を読んだことがありますけれど、そうは言っても、塩尻市だけでもつて、この条例化することの実効性が疑われるということなんです。例えば、山形村だとか、松本市だとか、隣接するような市村で、こういうようなものが、もし、販売あるいは散布された場合、塩尻市の住民としては、それを制限するつていうことができなくなってしまう。そうすると、実際には、この条例の矛盾というのですか、実効性つていうことがなくなってしまうので、今、陳情者の方が、これをきちんと実証するような市民運動をやはり展開されるほうが先かなと。もう一つ、これを許可している当該の省庁に対して訴えを起こすつていうようなことを、やっぱりアクションとして起こしていくべきではないかなという気がいたします。よつて、この条例つていうことに関して言えば、私は反対せざるを得ないと思います。

○**委員長** ほかに。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** それでは、不採択という意見が多く出されています。不採択つていうことでよろしいですか。

○**村田茂之委員** そういう意味では、今回、増永さん、わざわざこういう手続を踏んで、していただいたわけなんですけれど、今、条例化つていうことよりも、その前に、もっと皆さんに知ってもらつていいですか、そういう団の活動つていうのもあり得るんじゃないかなつていうふうに思うんですが、その辺はどのように予定されているんでしょうか。

○**陳情説明員** 私は今、農業の傍ら、オーガニックサイトIN YOUというところで、これからの農業のあり方について文章を書いております。ですので、そういうことをやりながら、今、御指摘のように機運を高めていって、先ほどの御指摘のとおり、塩尻市だけの問題ではないですから、例えば、長野県、日本という国がどうするかっていうことを含めて、これも草の根ですけれども、私はたまたま文章を書くことができますので、そういった形でも塩尻市から発信していきたいなと思っております。ありがとうございます。

○**委員長** ということで、不採択って意見が多いようです。不採択ということによろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、陳情平成30年12月第3号除草剤の主成分であるグリホサートの使用禁止と販売停止にかかわる陳情については、不採択とすることに決しました。

以上で当委員会に付託された全ての案件の審査を終了いたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、そのようにいたします。

理事者から挨拶があればお願いをいたします。

閉会中の継続審査の申し出

○**総務部長** 行政側から市議会閉会中の継続審査についてお願いいたします。本委員会が所管いたします各部課におきましては、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○**委員長** そのようにしたい。

○**総務部長** そうです。

○**委員長** 理事者から挨拶があればお願いをいたします。

理事者挨拶

○**副市長** 慎重に御審査をいただきまして、提案をいたしました全ての案件につきまして、お認めいただきまして、ありがとうございます。寒さもますます増してまいります。委員の皆様、御自愛をいただきますよう、お祈りを申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○**委員長** 以上で12月定例会総務生活委員会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時15分閉会

平成30年12月13日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長

印